

# 秋田県公報

目次	ページ
告示	
シルバー人材センターの名称等の変更(七四八・雇用対策室)	1
道路の供用開始(七四九・道路課)	1
公告	
土地改良区の役員の変更及び就任の届出(秋田地域振興局農林部)	1
市町村営土地改良事業の施行の同意(仙北地域振興局農林部)	2
土地改良区の定款変更の認可(平鹿地域振興局農林部)	2
土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可申請を適当とする旨の決定(平鹿地域振興局農林部)	2
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)	2
選挙管理委員会告示	3
個人演説会を開催することができる施設の指定(一四二)	3
政治団体の設立の届出(一四二)	3
政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(一四三)	5
政治団体の解散の届出(一四四)	8
政治団体の収支に関する報告書(一四五)	8
公職の候補者の資金管理団体の届出(一四六)	9
公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(一四七)	9
政治団体の収支に関する報告書(一四八)	9
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(一四九)	10
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一五〇)	10
公職選挙執行規程の一部を改正する規程(一五一)	11

## 告示

告示

シルバー人材センターの名称等の変更(七四八・雇用対策室)……………1

道路の供用開始(七四九・道路課)……………1

公告

土地改良区の役員の変更及び就任の届出(秋田地域振興局農林部)……………1

市町村営土地改良事業の施行の同意(仙北地域振興局農林部)……………2

土地改良区の定款変更の認可(平鹿地域振興局農林部)……………2

土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可申請を適当とする旨の決定(平鹿地域振興局農林部)……………2

物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)……………2

選挙管理委員会告示

個人演説会を開催することができる施設の指定(一四二)……………3

政治団体の設立の届出(一四二)……………3

政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(一四三)……………5

政治団体の解散の届出(一四四)……………8

政治団体の収支に関する報告書(一四五)……………8

公職の候補者の資金管理団体の届出(一四六)……………9

公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(一四七)……………9

政治団体の収支に関する報告書(一四八)……………9

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(一四九)……………10

各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一五〇)……………10

公職選挙執行規程の一部を改正する規程(一五一)……………11

### 秋田県告示第七百四十八号

高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第四十一条第四項の規定により、社団法人鷹巣阿仁地域シルバー人材センターから次のとおり名称及び事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、公示する。

平成十七年九月九日

秋田県知事 寺田典城

- 一 変更後の名称 社団法人北秋田地域シルバー人材センター
- 変更後の事務所の所在地 秋田県北秋田市宮前町九番一号
- 二 変更の年月日 平成十七年六月十六日

### 秋田県告示第七百四十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十七年九月九日

秋田県知事 寺田典城

#### 一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
一般国道	三百九十八号	湯沢市稲庭町字谷地一―五番地先から湯沢市三梨町字上堀一八―一番一地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十七年九月九日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (二)(一) 場所 建設交通部道路課
- 期間 平成十七年九月九日から同月二十二日まで

## 公告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、八郎潟西部土地改良区連合から次のとおり役員の変更及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十七年九月九日

秋田県知事 寺田典城



二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

(四) 秋田県の休日を含め、平成元年秋田県条例第二十九号(第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年九月九日(金)から同月二十日(火)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年九月二十七日(火)午後一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)(第六十條から第六十三條までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効  
規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

一 政党

自由民主党秋田県衆議院選挙区第二支部	政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
小野貴樹	小野洋一	潟上市天王字蒲沼百三十七番地百二十四	平成十七年八月二十五日		

する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第四百一十一号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨秋田市選挙管理委員会から報告があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成十七年九月九日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

施設の種類	施設の所在地	指定年月日
秋田市民交流プラザ	秋田市中通七丁目一番三号	平成十七年八月二十九日

秋選管告示第四百一十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定により、平成十七年八月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年九月九日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
国民新党秋田県支部	石川 錬治郎	藤原 正三	秋田市保戸野原の町十二番十四号	平成十七年八月二十九日
谷屋誠市後援会	田口 勝久	田口 正彦	仙北郡美郷町六郷東根字上雀柳二十三番地	平成十七年八月二日
兼子力後援会	阿部 貢	高橋 一志	湯沢市皆瀬字下村百二十一番地四	平成十七年八月三日
奥山豊後援会	奥山 豊	小松田 俊一	平鹿郡大雄村字東四津屋二百七十一番地	平成十七年八月四日
いとつはるみちを応援する会	伊藤 晴通	伊藤 晴通	大仙市刈和野字清光院後十五番地二	平成十七年八月五日
高橋照雄後援会	高橋 勲	高橋 秋男	大仙市太田町国見字若泉七十一番地二	平成十七年八月九日
石山米男後援会	沓沢 隆一	佐藤 甚一郎	平鹿郡増田町増田字上町七十三番地	平成十七年八月十日
石井こうさく後援会	佐々木 広昭	佐々木 広昭	大館市十二所字台四十二番地	平成十七年八月十一日
佐藤栄吉後援会	長尾 伸一	佐藤 瑞夫	由利本荘市石脇字今町四番地一	平成十七年八月十五日
斎藤栄一後援会	斎藤 繁	佐藤 耕造	由利本荘市西目町西目字大森三百八十三番地一	平成十七年八月十七日
佐々木洋一を励ます会	高橋 長一郎	小松 照彦	大仙市鍵見内字石持六十六番地	平成十七年八月二十二日
佐藤よしあき後援会	佐藤 和志	菅原 千司郎	仙北郡田沢湖町生保内字野中八十八番地	〃
「市民がつくる市民のための潟上ネット」中川光博後援会	澤木 勉	泉 京子	潟上市天王字北野三百一番地九	〃
中村良夫後援会	中村 良一	向川 竹司	平鹿郡山内村平野沢字相野々四十一番地一	〃

政治団体の名称	異動事項		届出年月日
	新	旧	
自由民主党湯沢市支部	代表者 大関 衛	代表者 高久正吉	平成十七年八月一日
民主党秋田県第二区総支部	主たる事務所の所在地 北秋田市米代町三番六号 成仁ビル二階	主たる事務所の所在地 大館市有浦一丁目六番十八号	〃
自由民主党大内町支部	主たる事務所の所在地 由利本荘市大内三川字三川二十番地	主たる事務所の所在地 由利郡大内町三川字三川二十番地	平成十七年八月四日
自由民主党秋田市河辺支部	政治団体の名称 自由民主党秋田市河辺支部	政治団体の名称 自由民主党河辺町支部	平成十七年八月十七日
自由民主党秋田県港湾支部	主たる事務所の所在地 秋田市河辺和田字北条ヶ崎百三十八番地三	主たる事務所の所在地 河辺郡河辺町和田字北条ヶ崎百三十八番地三	平成十七年八月二十二日
自由民主党ときわ会秋田県支部	代表者 小玉 理	代表者 小野寺 厚二	〃

一 政党

秋選管告示第四百二十三号  
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定により、平成十七年八月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から届出事項に異動があった旨

の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
平成十七年九月九日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

藤原一男後援会	阿部久雄	小野育朗	湯沢市松岡字外堀百二十番地	平成十七年八月三十日
長田栄一後援会	長田栄一	佐藤潔和	由利本荘市砂子下百七番地三	平成十七年八月二十九日
木村きよたか後援会	石沢達雄	佐々木 誠	平鹿郡山内村土淵字虫内八十二番地	平成十七年八月二十六日
佐々木一志後援会	小林恵一	佐々木 哲夫	平鹿郡平鹿町浅舞字福田三百番地	平成十七年八月二十三日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項		届出年月日
	新	内 容	
斎藤いさむ後援会 木元正一郎後援会 高安進一後援会 高橋和子後援会 高橋勝義後援会 こだま裕一後援会 大野忠夫後援会 大内町柳田弘後援会 民主党秋田県第三区総支部	主たる事務所の所在地 代表者 会計責任者	主たる事務所の所在地 代表者 会計責任者	平成十七年八月十九日 平成十七年八月十七日 平成十七年八月十一日 "
平鹿郡十文字町西原一丁目二番地 又井良子 木元一也 高田隆男 佐藤郁夫 照井 誠 伊藤 藤美 大仙市四ツ屋字上古道七十番地七	平鹿郡十文字町上鍋倉字富沢三十八番地一 熊谷隆伸 藤田 繁 佐々木 隆 佐藤忠円 照井康治 高橋 一雄 大仙市四ツ屋字新屋敷五十八番地	京野公子 横手市四日町四番十二号 寺田 学	"
大野忠夫後援会 成田正雄 斉藤 寛 今野健志	由利本荘市岩谷町字西越六十八番地九 由利本荘市岩谷榎字西田表七十七番地 佐々木 秀綱	平鹿郡平鹿町浅舞字福田二百八十六番地 横手市四日町四番十二号	"
由利本荘市岩谷榎字西田表七十七番地 佐々木 秀綱	由利本荘市岩谷榎字西田表七十七番地	横手市四日町四番十二号	平成十七年八月四日

三浦一男後援会	能味塔一後援会	秋田県土地家屋調査士 政治連盟	石川れんじろう後援会	佐々木喜一後援会	石黒なおつぎ後援会	堀田賢逸後援会	齊藤博幸後援会	能代商工政和会	菅原恵悦後援会					
代 表 者	代 表 者	主たる事務所の 所在地	代 表 者	代 表 者	代 表 者	主たる事務所の 所在地	政治団体の名称	代 表 者	代 表 者	主たる事務所の 所在地	代 表 者	会 計 責 任 者	代 表 者	
佐々木康一	小松 亥佐夫	大仙市内小友字宮林二番地	福司 満	佐々木 久吉	安杖 正義	仙北郡角館町岩瀬字勝楽百二十二番地	石黒なおつぎ後援会	中嶋 岩雄	五十嵐 浩栄	大仙市協和船岡字庄内下川岱五十八番地	寺田 良照	伊藤 孝信	菅原 京悦	
松田 久一郎	佐藤 正弘	大仙市内小友字宮林九十一番地一	熊谷 敏男	小川 省吾	内藤 三男	遠藤 康	仙北郡角館町表町下丁一番地	石黒直次後援会	藤原 正	佐藤 高光	仙北郡協和町船岡字中庄内道ノ下三十九番地	鈴木 肇	菅原 京悦	菅原 捷夫
〃	〃		平成十七年八月三十日	〃	〃		平成十七年八月二十九日	平成十七年八月二十六日		平成十七年八月二十五日		〃	平成十七年八月二十二日	

小笠原つねお後援会	代 表 者	佐々木 雄 悦	中 川 輝 彦	平成十七年八月三十一日
-----------	-------	---------	---------	-------------

秋選管告示第四百四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、平成十七年八月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成十七年九月九日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
阿部幸悦後援会	平成十七年七月三十一日	平成十七年八月三日
高橋照雄後援会	平成十七年三月三十一日	平成十七年八月九日
田近忠後援会	平成十六年十一月三十一日	"
石井会	平成十七年三月三十一日	平成十七年八月十一日
加藤正信後援会	平成十七年六月二十日	平成十七年八月二十九日

秋選管告示第四百四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成十七年九月九日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書  
報告書の要旨

- 1 収入及び支出のある団体

その他の政治団体

政治団体の名称 阿部幸悦後援会

報告年月日 平成17年8月3日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

398,816円

前年からの繰越額

398,816円

本年の収入額

0円

(イ) 支出総額

1,740円

イ 収入・支出の内訳

(ア) 支出の内訳

1,740円

経常経費

1,740円

備品・消耗品費

1,740円

合 計

1,740円

政治団体の名称 田近忠後援会

報告年月日 平成17年8月9日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

25,850円

前年からの繰越額

25,850円

本年の収入額

0円

(イ) 支出総額

0円

政治団体の名称 加藤正信後援会

報告年月日 平成17年8月29日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

34,890円

前年からの繰越額

34,890円

本年の収入額

0円

(イ) 支出総額

0円

- 2 収入及び支出のない団体

その他の政治団体

秋田県の政務	藤 井 田
高橋昭雄後援会	平成17年8月9日
石井 玲	平成17年8月11日

秋選管告示第百四十六号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、  
 次の公職の候補者から資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の  
 規定に基づき、告示する。  
 平成十七年九月九日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の届出した者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体		届出年月日
		名 称	主たる事務所の所在地	
奥 山 豊	大雄村議会議員 （現職）	奥山豊後援会	平鹿郡大雄村字東四津屋二百七十一番地	平成十七年八月四日
長 田 栄 一	由利本荘市議会議員 （候補者となる者）	長田栄一後援会	由利本荘市砂子下百七番地三	平成十七年八月二十九日
		代表者氏名		
		奥 山 豊		

秋選管告示第百四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、  
 次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十

九条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十七年九月九日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
				新	旧	
京 野 公 子	衆議院議員 （候補者となる者）	京野公子後援会	公職の種類	衆議院議員（候補者となる者）	県議会議員（現職）	平成十七年八月二十四日

秋選管告示第百四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により、  
 政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基

づき、その要旨を公表する。  
 平成十七年九月九日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

種類 平成17年8月31日まで提出された政治資金規正法第12条第1項の規定  
 による報告書  
 報告書の要旨  
 平成16年分

その他の政治団体  
 政治団体の名称 高橋照雄後援会  
 報告年月日 平成17年8月9日  
 ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額 〇円  
 前年からの繰越額 〇円  
 本年の収入額 〇円

(イ) 支出総額  
 政治団体の名称 石井会  
 報告年月日 平成17年8月11日  
 ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額 〇円  
 前年からの繰越額 〇円  
 本年の収入額 〇円

平成15年分  
 (イ) 支出総額 〇円

その他の政治団体  
 政治団体の名称 高橋照雄後援会  
 報告年月日 平成17年8月9日  
 ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額 〇円  
 前年からの繰越額 〇円  
 本年の収入額 〇円

(イ) 支出総額  
 政治団体の名称 石井会  
 報告年月日 平成17年8月11日  
 ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額 〇円  
 前年からの繰越額 〇円  
 本年の収入額 〇円  
 (イ) 支出総額 〇円

秋選管告示第百四十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成十七年九月九日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一  
 五十分の一の数 一九、二三〇  
 三分の一の数 二二六、九一四

秋選管告示第百五十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成十七年九月九日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別

秋田市	八四、九五六
能代市	一四、六五六
横手市	一〇、九四三
大館市	一七、九九八
本荘市	一一、一五五
男鹿市	八、二八八
湯沢市	九、三〇九
大曲市	一〇、六一四
鹿角市鹿角郡	一一、四七四
北秋田郡	一七、七九三
山本郡	一三、二一五
南秋田郡	一九、八四八
河辺郡	五、二〇二
由利郡	二〇、七〇八
仙北郡	三一、五七五

平鹿郡 一八、三四八  
雄勝郡 一二、四一八

秋選管告示第百五十一号  
公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
平成十七年九月九日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第一号)の一部を、次のように改正する。

別表第二中

特別養護老人ホーム真木苑	大仙市太田町横沢字窪関南五百三十五番地一
特別養護老人ホーム真木苑	大仙市太田町横沢字窪関南五百三十五番地一
特別養護老人ホームありすの街	大仙市強首字上野台二十三番十八号

を

に

改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)8766 F A X(0863)0005  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄